

新刊紹介 -- パキスタン政治の混迷と司法 (ブックシェルフ)

著者	佐藤 創
権利	Copyrights 日本貿易振興機構 (ジェトロ) アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
雑誌名	アジ研ワールド・トレンド
巻	176
ページ	55-55
発行年	2010-05
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00004517

佐藤 創 編

『パキスタン政治の混迷と司法—軍事政権の終焉と民政復活における司法部のプレゼンスをめぐって—』

情勢分析レポート No.13 アジア経済研究所



年に就任してより最高裁はムシャッラフ政権による汚職問題や不透明な逮捕や拘禁に対して批判的な措置を取ることができたのか、その制度的な背景はどのようなものである。実際、

パキスタンは二〇〇八年より軍政から民政の時代にふたたび入った。しかし、政治的に困難な状況は続いているように見える。とくに、ムシャッラフ軍事政権の退陣において重要な役割をはたした司法部の動向は、パキスタン政治をみるうえで引き続き看過しえないように思われる。もちろん、パキスタンの政治的混迷の原因を法制度や司法部だけにとめることはできない。テロをめぐる国際関係、ナシヨナリズムやイスラーム原理主義の台頭、貧困や援助依存の経済構造など、他の多くの緊迫した要因が存在する。

それでも、そもそも司法部の存在が重要であること自体、他の開発途上国にはあまりみられない、パキスタンの大きな特徴ではないかと思われる。そこで、本書はパキスタンにおける司法部の特徴と役割に光をあて、あわせてパキスタンの法制度にかんする基本的な情報提供を試みた。

本書が立てた基本的な問いは、なぜ最高裁長官にチヨードリーが二〇〇五

年ものか、というものである。実際、チヨードリーを停職処分とするなどの強圧的な対応が、ムシャッラフが退陣に追い込まれる重要な契機となった。司法の独立を旗印とした法曹界による抗議集会が各地で起こり、より広いムシャッラフ政権批判へと反政府運動が活発化していったからである。

また、ザルダリーを大統領とする民政の復活後も、二〇〇八年に成立した連立内閣はムシャッラフ政権により追放されていた裁判官の復職問題と大統領権限の縮小などに関する憲法改正問題をめぐって内部で対立を深め、ほどなく連立は解消された。さらに、二〇〇九年に復職したチヨードリーを長官とする最高裁は、彼が不在の間になされた裁判官人事や判決を無効とする判決を下すなどしている。このように、いまなおパキスタンの国内政治は不安

定であり、司法部の動きはその重要な要因であると思われる、それゆえ、パキスタン憲法に定められた統治機構の仕組みや司法部の権限、非常事態といった様々な制度的要因を考察することが重要な課題であると思われるのである。

本書は五章から構成される。第一章はムシャッラフ政権発足からその退陣、さらには現在に至るまでのおよそ一〇年間につき、政権と司法部との関係を整理検討する。一九九九年に政権を奪取してより、ムシャッラフ政権がどのように司法部への人事介入を行ったのか。憲法の統治機構にかんする規定をどのように改正して大統領権限を強め政権の安定化を図ろうとしたか。チヨードリー最高裁長官によるいわば司法の逆襲がどのように生じ、政権と司法部の緊張関係を高め、ついにはムシャッラフの失脚に至ったのか。その後大統領に就任したザルダリーはなぜムシャッラフ政権により追放されていた裁判官たちの復職を拒み連立内閣の解消という事態に展開したのか。最後に、チヨードリーの復職はどのように実現したのか。以上のようなパキスタン政治の近年の動きを司法との関係を軸として考察する。

第二章から第五章は第一章で現れた様々な法的な論点をいくつか取り上げ、より深く掘り下げる。第二章は現行憲法である一九七三年憲法に対する度重なる改正を、とくに統治機構に関する規定に絞ってたどりつつ現在の姿になった経緯を整理し、また大統領

の下院解散権など現在も内政上の大きな論点となっている問題を検討する。第三章は裁判所がムシャッラフ政権をはじめ歴代の政権によりなぜたびたび人事介入を受けたのか、その背景にある制度的な特徴を明らかにするため、憲法に規定された司法部の権限や裁判官の任命について概観し、また司法部が現在抱えている汚職や訴訟の遅延といった問題に対する取り組みを紹介する。第四章はパキスタンの政治史上、政権の維持や奪取のためにたびたび用いられてきた戒厳令と非常事態について、その適法性を司法部がどのように判断してきたのか、司法部が依拠してきた「必要性の法理」といった現在もたびたび新聞紙上でみかける判例法上の基準などに触れつつ考察する。第五章は司法部がなぜムシャッラフ政権に対してその活動を脅かすような自らの発意による介入を試みることができたのか、公益訴訟の展開により最高裁自らがその権限を拡大していった過程を検討する。

パキスタンの政治動向は今なお予測を許さない。それゆえにこそ、そうした政治動向の基底にある法的な特徴や重要なアクターである司法部の権限を把握することが本書のねらいである。このような試みの成否については読者の率直なご批判をこゝ次第である。

(さとう はじめ／アジア経済研究所法制度研究グループ)